

まちづくり委員会資料

川崎市都市公園条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

建設緑政局

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「一括法」という。）に伴う川崎市都市公園条例等の一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

1 趣旨

一括法の施行に伴い、これまで全国一律の基準で定められていた基準が、地方公共団体に条例委任されたことから、地域の実情を反映した基準による条例化が可能となりました。

このたび、川崎市都市公園条例等の一部改正に向けて市民の皆様から御意見を伺うためにパブリックコメントを実施するものです。

2 対象法令

(1) 都市公園法関係（都市公園法施行令）

ア 都市公園の設置基準

(ア) 住民1人当たりの公園面積の標準

(イ) 1箇所あたりの公園面積の標準

イ 公園施設の設置基準

公園内の公園施設の建築面積の割合（建ぺい率）

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令）

ア 出入口・駐車場から他の特定公園施設や主要な公園施設との間の経路及び広場

イ 屋根付広場

ウ 休憩場

ほか9施設のバリアフリー基準

3 改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年3月29日条例第6号）

4 今後のスケジュール

平成24年9月1日	市政だより掲載（パブリックコメントの実施について）
9月4日	パブリックコメント手続きの実施
～10月3日	
11月	条例案の上程
平成25年4月1日	条例施行

川崎市都市公園条例等の一部改正に向けた考え方について
意見を募集します

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」が公布され、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」の一部が改正されました。

これに伴い、これまで全国一律に定められていた基準について、都市公園法、同施行令及び省令（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令 平成18年12月18日国土交通省令第115号）で定める基準を参酌して平成25年4月1日までに地方公共団体が条例で定めることとなりました。

川崎市では、「川崎市都市公園条例等」の一部改正に向けて、このたび「条例等の一部改正に向けた考え方」について取りまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

【意見の募集】

- 1 期間：平成24年9月4日（火）から平成24年10月3日（水）まで
※ 郵送の場合は当日消印有効
- 2 閲覧場所：各区役所、各区役所道路公園センター、川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）、同11階（建設緑政局緑政部公園管理課）、市ホームページ

【意見書の提出】

次のいずれかの方法により、住所・氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

- 1 電子メール：川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、画面の案内に従ってご意見を提出してください。
- 2 郵送・FAX・持参：下記提出先・問合せ先に送付または御持参ください。
- 3 提出先・問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部公園管理課（川崎市役所第3庁舎11階）

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL：044-200-3498

FAX：044-200-3973

【注意事項】

- ・ご意見に対する個別対応はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮願います。

1. 条例等の一部改正の背景と趣旨

平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」が公布され、「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が一部改正されました。

これに伴い、これまで全国一律に定められていた「都市公園の設置基準（住民1人当たりの公園面積、1箇所当たりの公園面積）」、「公園施設の設置基準（公園内の公園施設の建築面積の割合）」及び「特定公園施設の設置基準（特にバリアフリー化が必要な公園施設の設置基準）」について、「都市公園法及び同法施行令」並びに「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」を参酌して、川崎市が条例で定めることとなったため、川崎市都市公園条例等の一部を改正し、川崎市の基準を定めます。

2. 本市の基準案の概要

(1) 都市公園の設置基準

ア 住民1人当たりの公園面積の標準

参酌基準では、住民1人あたりの都市公園の面積は、市域内では10㎡以上、市街地では5㎡以上となっています。しかし、本市の市街化区域は市域面積の88%となっており、市街地と市域全体が一体となっていること、「川崎市緑の基本計画」(※)では市域全体の9%を公園緑地等の確保目標としていること等から、市域内で10㎡以上とします。

区 分	参酌基準	本市基準案
市町村の区域内	10㎡以上	10㎡以上
市街地の区域内	5㎡以上	定めなし

(※) 都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、川崎市の緑を取り巻く実情を勘案しながら必要な事項を定め、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めていくものです。

イ 1箇所当たりの公園面積の標準

公園は、休息、運動等のレクリエーション活動を行う場所として、また、良好な都市環境の形成など、多様な機能を有する施設です。このため、本市ではこれまでも参酌基準を標準値とし、「川崎市緑の基本計画」に基づき公園を確保してきたことから、今後もこの水準を継続するため、参酌基準どおりとします。

区 分	参酌基準	本市基準案
街区公園	0.25ha	参酌基準どおり (ただし、本市に整備実績のないものは定めなし)
近隣公園	2ha	
地区公園	4ha	
総合公園	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積	
運動公園		
広域公園		
緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める	

(2) 公園施設の設置基準（建ぺい率）

公園は、緑のオープンスペースの中核をなすものであり、スポーツ・レクリエーション活動の場や災害時における避難場所等の役割を担っています。こうしたことから、公園施設（建築物）によって公園本来の機能に影響が生ずることのないよう現在の水準を継続し、良好なオープンスペースを確保するため、参酌基準どおりとします。

区 分		参酌基準	本市基準案
原 則		2%	参酌基準どおり
特	休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、その他省令で定める施設	+10%	
	休養施設又は教養施設のうち国宝、重要文化財等	+20%	
例	屋根付き広場、屋根付き野外劇場	+10%	
	仮設公園施設	+2%	

(運動施設の例)



(文化財の例)



(3) 特定公園施設の設置基準

特定公園施設（※）について、省令の基準及び川崎市福祉のまちづくり条例（以下「市条例」という。）の基準を参酌し、現在の公園におけるバリアフリー整備水準の低下を招かないよう基準を設定します。

（※）特定公園施設：移動等円滑化が特に必要な施設として政令で定める公園施設

（出入口・駐車場から他の特定公園施設や主要な公園施設との間の経路及び広場、駐車場、便所、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識）

以下の表に示す項目については、参酌基準に比べ、市条例がより厳しい整備基準となっていることから、市条例の基準を採用します。

施設	項目	参酌基準	市条例基準
出入口・駐車場から他	園路（出入口、通路、傾斜路）の幅員の表記	幅	有効幅員

の特定公園施設や主要な公園施設との間の経路及び広場	路面の仕上げ	滑りにくい仕上げがなされたものであること。	滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。
	階段における手すりの構造(やむを得ず両側に設けることができない場合の規定)	地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。	地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合は片側のみとすることができる。
	階段両側部分の構造	階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし側面が壁面である場合はこの限りではない。	両側は転落を防止する構造とすること。
駐 車 場	車いす使用者専用駐車スペースの設置要件	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は～(以下略)	利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は～(以下略)
	車いす使用者専用駐車スペースの表示	車いす使用者用駐車施設の表示をすること。	車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で分かりやすく表示すること。
	駐車スペースの幅	幅は 350 cm以上とすること。	幅は 350 cm以上、奥行きは 500 cm以上とし、1以上の施設は、幅は 370 cm以上、奥行きは 600 cm以上とすること。
便 所	設置要件	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は～(以下略)	利用者の利用に供する便所を設ける場合は～(以下略)
	出入口幅員の表記	幅	有効幅員
	広さ	適した広さが確保されていること。	幅及び奥行きの内法はそれぞれ 200 cm以上とすること。構造上やむを得ない場合は一方を 150 cm以上とできる。

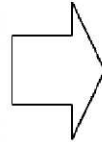
以下の3項目については省令に規定がないため、市条例の基準を採用します。

- ① 出入口・駐車場から他の特定公園施設や主要な公園施設との間の経路及び広場における、路面誘導ブロック、園路脇、手すり、縦断勾配が連続する際の退避スペース、側溝、縁石の設置及び構造等
- ② 駐車場における車いす使用者用駐車スペースの設置場所

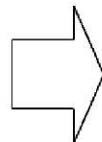
③ 便所多機能便房内設備（緊急通報装置、荷物台、水洗器具）の設置及び構造等

なお、上記以外の項目（屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、水飲み場、手洗、管理事務所、掲示板、標識）については、参酌基準を採用します。

（整備例 便所：車いすでの利用に対応）



（整備例 水飲み場：車いすでの利用に対応）



3. 今後のスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果をホームページで公表した上で、議会の議決を経て、平成25年4月1日に条例を施行いたします。